第四条　規則第四十四条第二項第三号（同条第四項において準用する場合を含む。）の書類は、次に掲げる書類とする。

一　現行の寄附行為

二　同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）

第十条　規則第五十七条第二項第二号の書類は、次に掲げる書類とする。

一　現行の寄附行為

二　同条第三項各号に掲げる書類のうち、特に認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に添付する必要があると認められる書類（申請の時点で最新のものに限る。）

第十三条　第一条各号及び第二条各号に掲げる文部科学大臣に提出すべき書類のうち次の表の上欄に掲げるものの様式は、同表の下欄のとおりとする。

提出すべき書類	様式
一　第一条第一号から第三号の書類	様式第九号
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

様式第二―一号中「申請を行う年度」を「開設年度の前年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、公布の日から施行し、令和十年度以降の年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）第一条に規定する大学の設置等をいう。次項において同じ。）に伴う学校法人の寄附行為、組織変更又は寄附行為の変更の認可の申請をするときは、改正後の様式を使用するものとする。

（経過措置）

2　令和十年度に行おうとする私立の大学の設置等（大学の大学院の研究科の専攻の設置及び専攻に係る課程の変更を除く。）に伴う学校法人の寄附行為の認可又は寄附行為の変更の認可（以下この項及び次項において「私立大学等の寄附行為の認可等」という。）の申請のうち、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成十九年文部科学省告示第四十一号）第二の五の（二）の規定及び第四の五において準用する第二の五の（二）の規定、第五の二の（五）において準用する第二の五の（二）の規定、第五の三の（五）において準用する第二の五の（二）の規定に係る私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。

3　令和九年度に行おうとする私立大学等の寄附行為の認可等の申請をするときは、改正前の様式を使用するものとする。

○文部科学省告示第四十八号

独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣　松本　洋平

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条　社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第百四十八号。附則第二条第一項及び第二項において「平成八年告示」という。）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。 1　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、	一　社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。 1　文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、